

広域的に移動する廃棄物の処理業について

1. 現行の廃棄物処理業・施設に関する特例制度の概要

	広域再生利用指定制度	再生利用認定制度
特例の内容	一定の条件を満たす廃棄物の再生利用を行う者について、 <u>廃棄物処理業の許可を不要とする。</u>	一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境保全上の支障がない等の基準に適合していることを環境大臣が認定。認定を受けた者は、 <u>廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置の許可を不要とする。</u>
対象となる廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 ・広域的な再生利用に対する環境大臣の指定（<u>廃スプリングマットレス</u>） ・<u>家電リサイクル法に係る収集運搬</u>を行う運輸事業者に対する環境大臣の指定 ・再資源化等に協力することが適切である製造業者等に対する環境大臣の指定（<u>廃パソコン、廃二次電池</u>） ・このほか、市町村長も一般廃棄物の再生利用について指定可能 産業廃棄物 ・広域的な再生利用に対する環境大臣の指定（<u>廃パソコン、石膏ボード、廃パチンコ台等</u>） ・このほか、都道府県知事も産業廃棄物の再生利用について指定可能 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 ・<u>廃ゴムタイヤ</u>（セメント原材料として再生利用する場合） ・<u>廃プラスチック類</u>（製鉄還元剤として再生利用する場合） ・<u>廃肉骨粉</u>（セメント原材料として再生利用する場合） 産業廃棄物 ・<u>廃ゴムタイヤ</u>（セメント原材料として再生利用する場合） ・<u>廃プラスチック類</u>（製鉄還元剤として再生利用する場合） ・<u>建設無機汚泥</u>（スーパー堤防の築造材として再生利用する場合）

（注）一般廃棄物処理業を行うためには市町村長による許可が、産業廃棄物処理業を行うためには都道府県知事による許可がそれぞれ必要。

2．廃棄物処理法において定められている、行為に対する各種規制

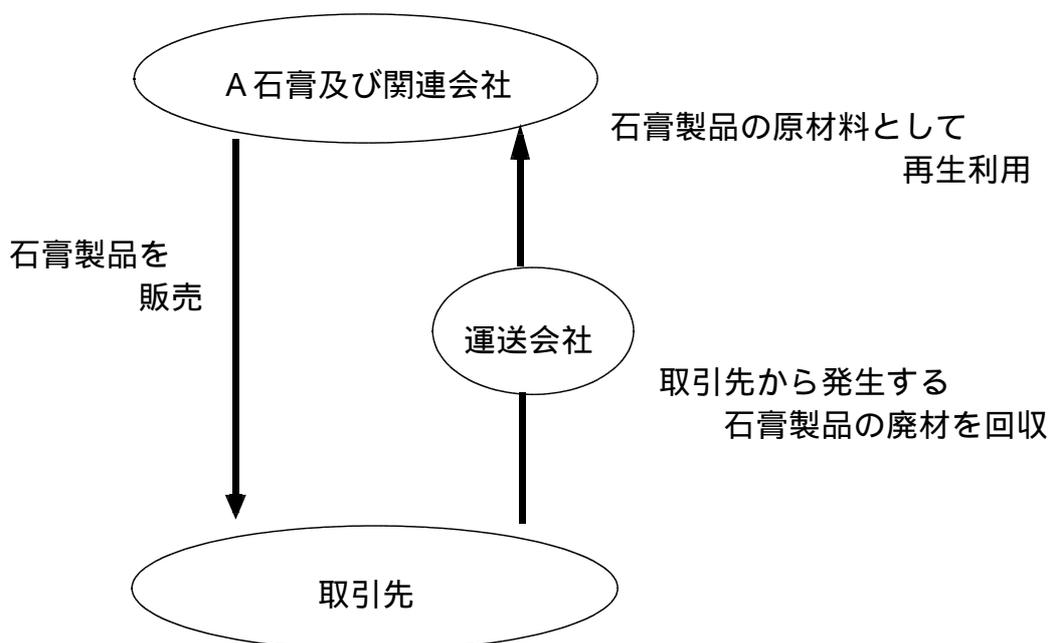
	一般廃棄物	産業廃棄物
処理基準	一般廃棄物の処理にあたっては一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない。	産業廃棄物の処理にあたっては産業廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない。
再委託基準	再委託は禁止されている。	再委託基準に従って行う場合のみ、再委託が認められる。
マニフェスト	-	産業廃棄物の処理の委託に当たってはマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付しなければならない。
改善命令	処理基準に適合しない一般廃棄物の処理が行われた場合、当該処理を行った者に対して市町村長から必要な措置を講ずべきことを命じることができる。	処理基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合、当該処理を行った者に対して都道府県知事から必要な措置を講ずべきことを命じることができる。
措置命令	処理基準に適合しない一般廃棄物の処分によって、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は当該処分を行った者等に対して必要な措置を講ずべきことを命じることができる。	処理基準に適合しない産業廃棄物の処分によって、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長は当該処分を行った者等に対して必要な措置を講ずべきことを命じることができる。 また、処分者等のみでは措置を講ずることが困難であり、当該産業廃棄物を排出した事業者等が適正な費用負担をしていないなど一定の要件を満たす場合は、当該排出事業者等に対して措置を講ずべきことを命じることができる。
立入検査等	都道府県知事又は市町村長は、法律の施行に必要な限度において、事業者・処理業者等に対して報告の徴収や立入検査を実施することができる。	

3．現行の特例制度に対する廃棄物処理法の規制適用の有無

	広域再生利用指定制度	再生利用認定制度
処理基準	適用なし（一廃は省令において「処理基準に従って処理を行う場合に限り業の許可不要」としている）	適用あり
再委託基準	適用なし	適用なし
マニフェスト	適用なし（一廃は元々なし）	適用なし（一廃は元々なし）
改善命令	適用なし	適用あり
措置命令	適用あり	適用あり
立入検査等	適用あり	適用あり

4 . 広域再生利用指定制度の具体的事例

石膏の製造・販売を行っているA石膏株式会社は広域再生利用の指定を受けることで、自らが販売した石膏製品の廃材の回収及び再生利用を行っている。具体的には、A石膏及び関連会社(傘下の石膏メーカー)13社が収集運搬業及び処分業の指定を、運送会社122社が収集運搬業の指定を受けることで、運送会社がA石膏及び関連会社の取引先(建設工事の作業所、石膏製品の加工を行う事業者等)から発生する石膏製品の廃材を回収し、A石膏及び関連会社の施設において粉砕、分別等の処理を行い、石膏製品の原材料として再生利用を行っている。



A石膏及び関連会社は収集運搬業及び処分業の指定を、運送会社は収集運搬業の指定を受けている。

(参考資料)

「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」 (公正取引委員会策定)の概要

1. 基本的な考え方

事業者が行うリサイクル等に対する取組については、競争原理を活用することにより、リサイクル等がより推進されていくようにすることが望ましい。

しかしながらリサイクル等に対する取組は個々の事業者の直接的な利益につながりにくく、事業者のインセンティブが低いという特徴があるため、法令の義務づけや社会的な要請に対応して事業者が取り組むことがある。この場合、事業者が共同してリサイクル等への取組を行わなければ、リサイクルシステムの構築や効率的な推進が困難となる場合がある。

リサイクル等に対する事業者の共同取組に対しては、その社会公共的な目的からみた必要性について十分考慮する必要があるが、その上で、事業者間のリサイクル等に係る共同行為を通じて市場の競争秩序に悪影響を及ぼす場合には、独占禁止法上の問題が生じることになる。

2. リサイクルシステムの共同構築について

事業者によるリサイクルシステム構築の例としては

廃棄物の再資源化施設の共同設置・利用（家電メーカーによる、廃家電製品の再資源化工場の共同設置など）

廃棄物を事業者別に仕分けして、各事業者に運搬するための回収施設の共同設置・利用（機械メーカーによる、使用済製品の回収施設の共同設置など）

廃棄物の回収・運搬について、同一の収集運搬業者を共同で利用、または共同で実施（家電小売店による、廃家電製品の運搬の同一収集運搬業者への共同委託など）等がある。これらの事業が独占禁止法上問題となるかどうかは、当該事業が製品市場及びリサイクル市場（ ）にどのような影響を与えるかによって判断される。

リサイクル市場とは、廃棄物の収集運搬サービスや再資源化サービスなどの取引に関連する市場をいう。

3．リサイクルシステムの共同構築による製品市場及びリサイクル市場への影響の例

(1) 製品市場

事業者が共同事業としてリサイクルシステムを構築する場合、リサイクル等に要するコストが共通化されるが、通常は当該製品の販売価格に対するリサイクルコストの割合は小さいため、製品市場の競争に及ぼす影響は小さいと考えられる。独占禁止法上問題となるケースとしては次のようなものが考えられる。

ア 収集運搬から処理まで行うなど、リサイクルシステムの対象範囲が広範囲に及び、価格に対するリサイクルコストの割合が大きくなる場合がある。このような場合で参加事業者の市場シェアが高い場合、当該事業を通じて製品の販売価格が同一水準となりやすいなど、製品市場の競争に影響を及ぼす。

イ 事業者が共同でリサイクルシステムを構築する場合において、新規参入者や特定の既存事業者の当該システムの利用を合理的な理由なく拒絶・制限し、当該事業者の参入・事業活動を困難にさせることは、私的独占又は不当な取引制限に該当する。

ウ 共同事業のリサイクルコストを製品の価格に上乗せする場合に、事業者が共同して上乗せする額を決定することは、競争手段である価格の一部を事業者間で決定することになり、独占禁止法上問題となる。

(2) リサイクル市場

リサイクルシステムの構築は、リサイクル市場を創出し、リサイクル市場において新たに取引機会を拡大するものであることから、通常は独占禁止法上問題となる可能性は低い。ただし、多数の事業者が共同でリサイクルシステムを構築することにより、既存のリサイクル事業者の事業活動が困難となる場合や、他の事業者がリサイクル市場へ参入することが困難となることによって、リサイクル市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占又は不当な取引制限に該当する。

対象範囲が広範囲に及ぶようなリサイクルシステムを事業者が共同で構築する場合において、当該リサイクル市場に他のリサイクルシステムが存在しない場合がある。この場合にはリサイクルシステムを構築する必要性及び代替的手段の有無を検討した上で、リサイクルシステムへの参加が自由であるか 参加事業者が独自にリサイクルシステムを構築することを不当に制限するものではないかという点を検討して、独占禁止法上の問題の有無が判断される。